

船橋市物品調達等一般競争入札実施要領

平成23年4月1日 制定

(趣旨)

第1条 この要領は、船橋市が発注する物品調達、物品の賃貸借及び業務委託(測量等コンサルタントを除く。)において実施する地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定による一般競争入札について、電子計算機及び電気通信回線等、電子的方式の使用による入札(以下「電子入札」という。)を行う場合において、別に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 一般競争入札

ちば電子調達システム(以下「電子調達システム」という。)を用いて行うもので、入札に参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)が入札公告に基づき、入札参加申請後に入札金額を提出し、入札(開札)後に落札候補者の入札参加資格要件の審査を行い、落札者を決定する入札方式をいう。

(2) 担当部長

当該入札の予算を有している部の部長をいう。

(3) 担当課長

当該入札の予算を有している課の課長をいう。

(対象)

第3条 一般競争入札に付する契約は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 物品調達

設計金額80万円を超える案件で企画財政部長が選定したもの

(2) 業務委託及び物品の賃貸借

① 複数年度に渡る契約で総額の設計金額が3,000万円以上でかつ原則6月以降に契約する案件において、企画財政部長が選定し、担当課より依頼を受けたもの

② 単年度契約の設計金額が1,000万円超でかつ原則6月以降に契約する案件において、企画財政部長が選定し、担当課より依頼を受けたもの

(3) その他、企画財政部長が選定し、担当課より依頼を受けたもの
(入札参加者の資格要件)

第4条 入札に参加する者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には入札に参加することはできないものとする。

- (1) 船橋市物品調達等競争入札有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）において当該入札に対応する資格区分で登載されていない者
- (2) 船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置、船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外措置及び船橋市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を当該入札において、公告日から第18条に規定する落札者を決定した日までの間に受けている者
- (3) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者、又は当該入札の開札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

2 前項に掲げるほか、当該入札の内容又は性質により格付・許可・地域・技術者・実績等の資格要件を定めた場合には、満たす者でなければ参加できないものとする。

(入札参加資格要件等の決定)

第5条 市長は、前条第2項の規定により入札に参加する者の資格要件を定めるときは、企画財政部長、担当部長、担当課長及び契約課長で協議のうえ作成した案を参考に入札参加資格要件を決定する。ただし、設計金額3,000万円以下の物品調達の案件、及び企画財政部長が必要ないと認めた案件は、協議を省略できるものとする。

2 担当課長は、前項の協議に必要な資料等を契約課長に提出しなければならない。

(公告)

第6条 市長は、一般競争入札を執行しようとするときは、当該入札に関する公告(以下「入札公告」という。)を、電子調達システムにより行うものとする。

(最低制限価格)

第7条 業務委託においては、最低制限価格を設けることができるものとする。

2 最低制限価格は、原則として、業務委託等に係る最低制限価格の設定に関する事務取扱要領に基づき設定するものとする。

(仕様書等の公表)

第8条 入札の仕様書、図面等(以下「仕様書等」という。)は、入札公告と併せて電子調達システムに掲載し、公表するものとする。

(入札参加申請)

第9条 参加希望者は、入札公告に定める入札参加資格要件を満たしていることを確認のうえ、電子調達システムを利用し入札する者(以下「電子入札業者」という。)においては競争入札参加資格確認申請書(電子調達システムから自動生成される書類)、紙での入札を希望する業者(以下「紙入札業者」という。)においては、紙入札方式参加届出書(別紙様式2)に一般競争入札参加資格要件確認申請書(別紙様式1)及び入札公告に定める必要書類を添えて入札公告に定める期限までに申請をしなければならない。

2 参加希望者の入札参加申請は、電子調達システムにより行うものとする。ただし、紙入札業者にあつては、契約課への持参又は郵送により申請するものとし、郵送の場合には、船橋市電子調達システム運用基準(物品調達等)3-7に示す方法により行うものとする。

3 契約課長は、参加希望者から入札参加申請があつた場合には、入札参加資格要件の審査は行なわず、競争参加資格確認通知書(以下「通知書」という。)を送付するものとする。

4 前項の規定により、通知書を送付する場合には、開札後に第16条第1項に規定する落札候補者について審査を行うことを明記しなければならない。

(質問及び回答)

第10条 仕様書等の内容に質問がある者は、当該入札公告で示した方法により質問締切日までに契約課長に対して質問することができる。

2 契約課長は、質問を受けた場合には、回答期限日までに回答するものとする。
(入札書の提出)

第11条 通知書の送付を受けた者は、指定された入札期間内に入札書の提出を行うものとする。

2 入札書が入札書受付締切日時までに提出されない場合は、当該入札に参加する意思が無いものとみなし、未入札として取り扱うものとし、以降いかなる場合においても入札書は一切受け付けない。

3 一度提出した入札書は、開札前後を問わず、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

4 入札書の提出は、電子調達システムにより行うものとする。ただし、紙入札業者にあつては、一般競争入札書(別紙様式3)を使用し、船橋市電子調達システム運用基準(物品調達等)に示す方法により提出するものとする。

(入札保証金)

第12条 入札保証金は、免除する。ただし、落札者となった場合において、正当な理由がなく期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収するものとする。

(入札の辞退)

第13条 都合により入札を辞退する場合は、入札書受付締切日時まで行うことができる。

2 辞退届の提出は、電子調達システムにより行うものとする。ただし、紙入札業者及び既に入札書を提出した電子入札業者にあつては、一般競争入札辞退届(別紙様式4)を使用し、契約課へ持参するものとする。

(開札の立会い)

第14条 入札書を提出した者(以下「入札者」という。)は、開札に立ち会うことができる。ただし、公正な入札執行が阻害されるおそれのある場合においては、この限りでない。

(入札の執行)

第15条 開札は、入札公告に記載の開札日時及び場所において行うものとする。

2 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき(最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以

上の価格の入札がないとき)は、再度入札を行うことができる。

3 再度入札は、原則として翌開札日に行うものとする。

4 前項の場合において、再度入札の回数は1回とする。

5 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で、入札が無効となった者以外の者とする。

6 契約課長は、開札後、次条に定める落札候補者を決定すると共に、後日落札者を決定する旨を宣言(落札保留)し、開札を終了する。

(落札候補者の決定)

第16条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上(最低制限価格の設定がない場合はこの限りでない。)の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

2 落札候補者となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者を対象に、電子調達システムにより電子くじを実施して落札候補者を決定するものとする。

3 同種の入札が同開札日に複数ある場合において、先行して落札した案件のみ落札とするもの(以下「先行落札方式」という。)で実施する入札において、落札者となった場合には、他の入札を無効とする。

4 先行落札方式以外で同種の入札が同開札日に複数ある場合において、落札者が当該落札案件以降に開札執行を行う入札について、落札者から辞退の意思が示され、履行できる見込みがないと判断した場合には、辞退を認めることができる。

5 開札の結果、落札候補者となるべき者がいないときは入札を不調とする。

(入札の無効に関する事項)

第17条 次に掲げる入札は無効とする。

(1) 電子入札約款第8条に規定する入札

(2) 入札書を郵送した場合において、入札書在中の表記、案件情報、差出人情報等の記載が無いなど入札案件が判別できない入札

(3) 指定した提出先と異なる場所に郵送された入札

(4) 指定した方法と異なる方法により郵送された入札

(入札参加資格要件の審査及び落札者の決定)

第18条 契約課長は、開札の結果、落札候補者となった者の入札参加資格要件の審査を開札日から起算して原則3日（閉庁日を除く。）以内に行う。

2 前項の審査の結果、入札参加資格要件を満たしていると判断した場合には、当該落札候補者を落札者と決定する。

3 第1項の審査の結果、入札参加資格要件を満たしていないと判断された落札候補者の入札を無効とし、次順位者の審査を行う。

4 当該入札の参加資格要件を満たしていないと判断された者で当該判断に不服がある者は、通知日から起算して3日（閉庁日を除く。）以内に契約課長に対して、説明を求めることができる。契約課長は、説明を求められたときは、受理した日から起算して3日（閉庁日を除く。）以内に回答しなければならない。

（入札結果の公表）

第19条 落札者が決定した時は、業務委託等に係る入札結果等の公表に関する事務取扱要領に基づき、公表するものとする。

2 前項の公表までの間は、入札の経緯、結果等の問い合わせには、一切応じない。

（契約の締結）

第20条 落札者は、落札者の決定の日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得た場合は、この期間を延長することができる。

2 落札者が期間内に契約を締結しなかった場合は、落札の効力を失う。

（契約保証金）

第21条 契約課長は、契約を締結するにあたり、落札者から、船橋市契約規則第32条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約日までに納めさせなければならない。ただし、契約保証金を免除できている場合は、この限りでない。

（入札の取りやめ等）

第22条 契約課長は、入札参加を認められた者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りや

めることができる。

- 2 入札者が1者である等により、競争性を確保することが困難であると判断した場合には、当該入札を取りやめることができる。
- 3 電子調達システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合は、入札の取り止め又は開札日時等の延期を行うことができる。また、すべての業者を紙での入札へ移行することができるものとする。
- 4 その他入札公告後、予測できない事情により入札の競争性、公平性、公正性を保つことが困難であると認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(申請書等の虚偽記載)

第23条 契約課長は、提出された申請書等に明らかな虚偽があり、特に悪質と認められる場合には、船橋市建設工事請負業者等指名停止審査会又は船橋市物品・委託業者指名停止審査会に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

(試行実施)

- 2 本実施要領第3条に規定する対象のうち、次に定める調達案件については、施行から3年間の試行実施とする。

(1) 物品調達

支出負担行為伺額が50万円を超える案件で検討会が選定したもの

(2) 業務委託

- ① 複数年度に渡る契約で総額の設計金額が3,000万円以上の案件において、検討会が選定し、担当課より依頼を受けたもの
- ② 単年度契約の設計金額が1,000万円以上でかつ6月以降に契約する案件において、検討会が選定し、担当課より依頼を受けたもの

(3) 賃貸借

複数年度に渡る契約で総額の設計金額3,000万円以上の案件において、検討会が選定し、担当課より依頼を受けたもの

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年3月15日から施行する。

(本実施)

2 本実施要領第3条に規定する次の対象については、本実施とする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別紙様式 1 - 1 (業務委託)

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

商号又は名称

代表者職氏名 _____
(受任者)

一般競争入札参加資格要件確認申請書

下記業務委託に入札参加を希望するので資格要件について確認されたく、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。なお、下記内容については、事実と相違ないことを誓約します。

業務委託名等

業務委託番号	
業務委託名	
業務委託場所及び施設名	

業務実績 (当該業務委託の入札公告で指定したもの)

業務委託名	発注者	請負金額 (千円)	契約期間	業務委託場所

配置する技術者

氏 名			
住 所			
生年月日		資格の取得年、登録番号	

記載責任者

氏 名		開札時の立会	
電話番号		F A X 番号	

(注意事項) 本申請書を受理した後、『競争入札参加資格確認通知書』を発行するが、参加資格要件を全て審査しておらず、開札後に落札候補者となった者について審査する。

【市記入欄】

資格区分		格付		判定	
------	--	----	--	----	--

別紙様式 1 - 2 (物品調達・物品賃貸借)

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

商号又は名称

代表者職氏名 _____
(受任者)

一般競争入札参加資格要件確認申請書

下記物品調達又は物品賃貸借に入札参加を希望するので資格要件について確認されたく、
下記のとおり、関係書類を添えて申請します。なお、下記内容については、事実と相違ないことを誓約します。

物品名等

案件番号	
案件名	
納入場所	

納入実績 (入札公告で指定したもの)

案件名	発注者	契約金額(千円)	納入期限	納入場所

必要とする許可又は資格

許 可 名	
取得年月日	
有効期限	

記載責任者

氏 名		開札時の立会	
電話番号		F A X 番号	

(注意事項) 本申請書を受理した後、『競争入札参加資格確認通知書』を発行するが、参加資格要件を全て審査しておらず、開札後に落札候補者となった者について審査する。

【市記入欄】

資格区分		格付		判定	
------	--	----	--	----	--

紙入札方式参加届出書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

商号又は名称

代表者職氏名
(受任者)

印

下記調達案件について、紙入札方式による参加を希望し届出ます。

記

1. 業務委託（案件）名

2. 業務委託場所及び施設名（納入場所）

3. 電子入札に参加できない理由（□にチェックを入れてください。）

ICカードを保有していないため

ICカードの取得手続き中

新規取得

記載事項変更のため再取得

失効・破損等による再取得

その他の理由

一 般 競 争 入 札 書

(紙入札業者用)

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

(受任者)

印

下記調達案件について、契約締結に関する法令及び船橋市契約規則を守り、貴市の入札約款を承諾の上入札します。なお、成年被後見人、被保佐人及び破産者で復権を得ない者でないこと、入札書の内容について事実と相違ないこと、下記調達案件の入札に対し、連合等により入札の公正を害するような不正行為をしていないことを誓約し、入札終了後において連合等の疑いが生じたときは、市のとる措置に従い、一切の異議を申立ないことを併せて誓約します。

金額		十億			百万			千			
----	--	----	--	--	----	--	--	---	--	--	--

(消費税及び地方消費税相当額を含まない金額)

くじ番号 (任意の 3 桁の数字を記入する。)

--	--	--

業務委託 (案件) 名

業務委託場所及び施設名 (納入場所)

【記載に際しての注意事項】

1. 入札書の記載事項に誤記入があった場合には、失格となります。
2. 入札書はボールペン、万年筆等で記入して下さい。
(えんぴつ、容易に消去可能なペン等は不可)
3. 印鑑は、入札参加資格申請時に届出をした使用印鑑を押印して下さい。
4. 入札書は、封筒に入れ必ず封かんし、裏面に必要事項を記入のうえ、定められた期限までに郵送 (書留・特定記録郵便) により提出して下さい。持参不可
5. 日付は、入札書受付開始日から開札日の間の日付を記入して下さい。
6. くじ番号が未記入の場合には、電子調達システムで自動付番します。

別紙様式 4

入 札 辞 退 届

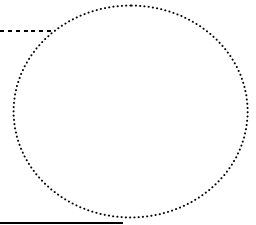
年 月 日

船 橋 市 長 あて

住 所

商号又は名称

代表者職氏名



印

入札（開札）日時 年 月 日 時 分

業務委託（案件）名 _____

上記について、都合により入札参加を辞退します。

（理由）

注意 この届は、入札書提出受付締切日時までに直接持参してください。
提出しなかった場合には、未入札扱いとします。